

案件

旧中宮北小学校跡地活用に係る取組について

行革推進課

1. 政策等の背景・目的及び効果

禁野小学校新校舎整備事業は、令和8年（2026年）夏頃の完成後、同年の夏休期間を利用し禁野小学校新校舎への移転を予定しています。

移転後の旧中宮北小学校跡地活用については、令和7年（2025年）2月の総務委員協議会において、跡地活用案をお示しした後、禁野校区コミュニティ（以下、地域という。）への活用案の説明などを行ってきました。

今回、これまでの地域との協議内容や検討内容、今後の取組などについて報告するものです。

2. 内容

(1) これまでの地域との協議経過等

令和7年3月 禁野校区コミュニティ役員会に対し計画案について説明・意見交換

令和7年7月 禁野校区コミュニティ住民を対象とした全体説明会の開催(3回)

(2) 説明会等における主な意見・要望等

別紙1 「主な要望事項に対する市の対応方針」のとおり

(3) 跡地活用全体計画図(案)

別紙2 「旧中宮北小学校跡地活用全体計画図(案)」のとおり

3. 今後の予定

令和7年(2025年)11月～ 跡地活用に係る現況調査、基本設計業務に着手

令和8年(2025年)3月末までに跡地活用に係る全体計画図を確定

令和8年(2026年)9月～ 禁野小学校新校舎完成、新校舎移転後に文化財試掘調査

令和9年(2027年)4月～ 教室棟などの既存建物解体工事等に着手

なお、今後の取り組み状況については適宜、地域や議会へ報告します。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり
施策目標31 持続可能な行財政運営を進めます
- ② 実行計画 公共施設の最適配置



5. 関係法令、条例等

公共施設マネジメント推進計画

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 17,380千円

支出内訳 現況調査、基本設計に係る委託料

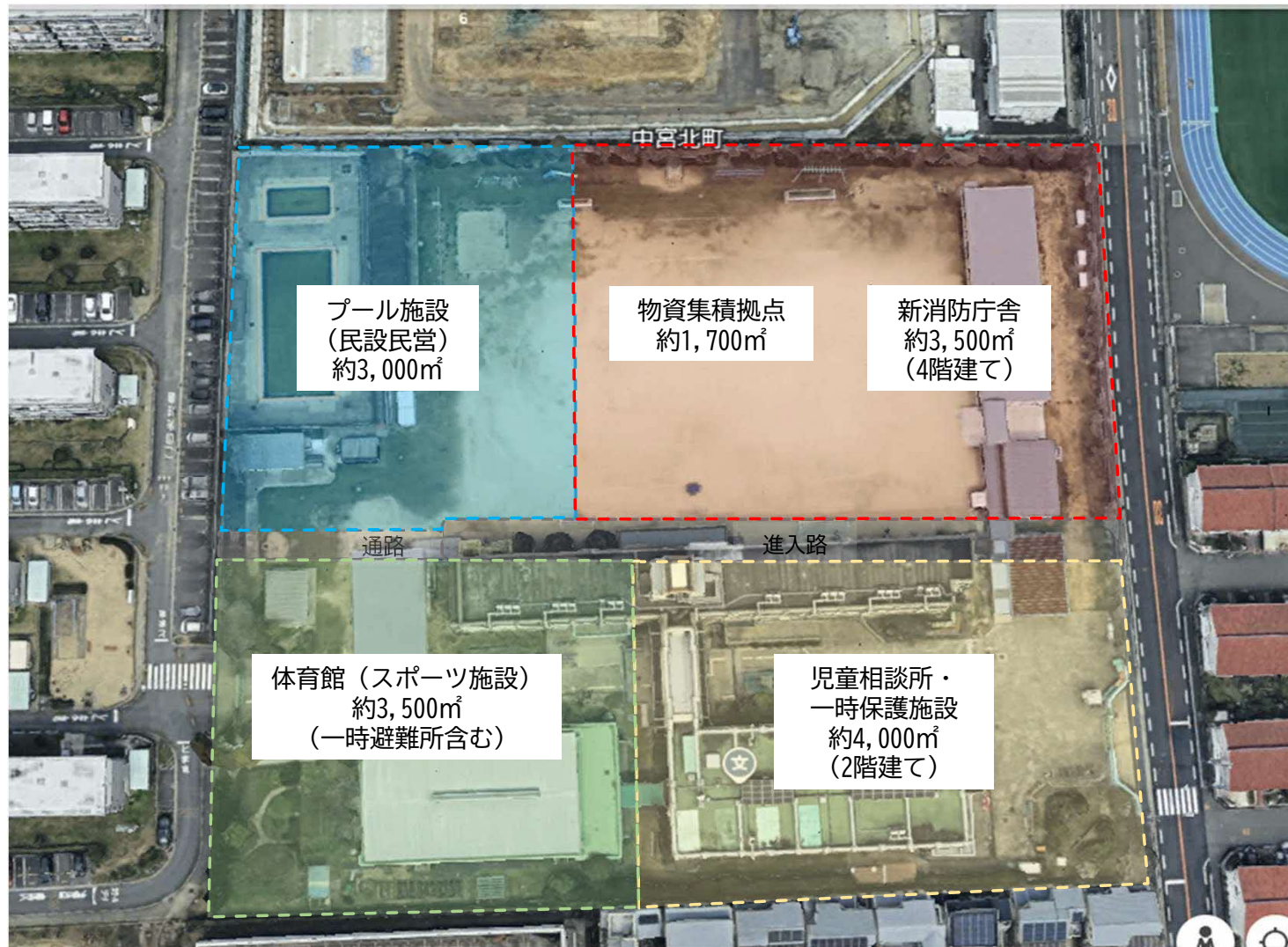
《財源》 一般財源

主要要望事項に対する市の対応方針

	要望事項	市の対応方針
1	消防署のサイレン音の影響を軽減出来ないか	候補地の数百メートル先には渚出張所が既にあり、移転予定の消防署の方が大規模であるものの、救急車の出動回数は現状とそれほど変わらない見込み。一方で、サイレン音については住宅モードサイレンの運用や出動直後はサイレンを鳴らさないなどの運用を検討していきます。
2	一時避難場所の確保について	運用方法等は決まっていますが、地震時以外の台風時などにも使えるよう検討を進める。ただし、令和8年8月以降は新禁野小学校が正式な避難場所となり、旧中宮北小体育館はあくまで一時的な避難場所となります。
3	地域で利用できる施設をどこかの施設のスペースに確保してほしい	今後、必要とされる規模等を確認し、新たに設置する施設の一部になるのかも含め、各施設の設計等を進めながら検討を進めます。
4	新設する進入路について、両側に歩道を設置するなどし、安全対策をしてほしい	道路等の安全対策については、歩道の設置も含め、設計、協議を進めていきます。
5	跡地東側の市道の歩道が狭いので対策について検討してほしい	今後、現学校敷地内への新たな進入路の整備に伴う道路管理者等との協議の中で必要に応じて検討していきます。
6	学校跡地内の木や植物を残してほしい	新たな施設を整備するにあたって、既存の樹木や植栽を撤去せざるをえないこともありますが、体育館周辺等、出来る限り、残していきたいと考えています。

旧中宮北小学校跡地活用全体計画図（案）

別紙2



プール施設
(民設民営)
約3,000m²

物資集積拠点
約1,700m²

新消防庁舎
約3,500m²
(4階建て)

体育館（スポーツ施設）
約3,500m²
(一時避難所含む)

児童相談所・
一時保護施設
約4,000m²
(2階建て)

通路

進入路

中宮北町

※現在の用途地域では建築不可の建物用途が含まれています。跡地活用を行うにあたり、公益性や周辺環境への影響、運営内容等を勘案し、都市計画制度等の活用可否を検討する必要があります。
※今後実施する基本設計などにより、検討施設の面積等を整理した際に発生する残地については売却する場合があります。

旧中宮北小学校跡地活用全体計画図（案）

配置施設	施設概要等	配置理由・経過等
新消防庁舎・物資集積拠点	新消防庁舎(4階建て)約3,500㎡ 物資集積拠点 約1,700㎡ ※市内に点在する備蓄倉庫を集約する。 消防署及び物資拠点とも、移転及び集約後の跡地活用について検討を進めます。	市内候補地の中から最優先候補地として選定した。訓練の際や緊急車両の出動時のサイレン音などによる周辺への影響を低減するため、また、緊急車両の出動などを考慮し、東側市道に隣接し南側の住宅地から離隔を確保できる位置とします。
児童相談所・一時保護施設	児童相談所、一時保護施設を合築 (2階建て)約4,000㎡	市内候補地の中から利便性や関係機関との連携等について評価を行い、最優先候補として選定。子どもや保護者を含む来所者の利便性を考慮して東側市道に隣接した南側の位置にするとともに、周囲を見下ろさない2階建てにするなど周辺環境に配慮します。
スポーツ施設 (一時避難所含む)	既存施設を活用予定 スポーツ施設として必要となる諸施設の整備について検討中。約3,500㎡	既存体育館を活用したスポーツ施設とし、有事の際には一時的な避難スペースとして活用します。
プール施設 (民設民営)	約3,000㎡ ※民間事業者へのヒアリングを実施 今後、公募により事業者を決定予定 定期借地契約による活用を予定	「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方」に沿って、民間活用の全校実施を効率的に実施するため、周辺の複数校の水泳授業を担う屋内プール施設を、民設民営により整備予定。
進入路・通路	進入路 延長＝約100m 通路 歩行者・自転車のみ	既存体育館を活用したスポーツ施設やプール活用事業に必要な進入路及び通学路等となる通路を整備予定。

※今後実施する基本設計などにより、各施設の面積や延長等を変更する場合があります。